子発１２２４第２号

障発１２２４第１号

令和３年12月24日

　都道府県知事

各　指定都市市長　殿

中核市市長

　　 　　　　 厚生労働省子ども家庭局長

（　公　印　省　略　）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　公　印　省　略　）

児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について

　児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和３年政令第３４８号。以下「改正政令」という。）が、本日公布され、令和４年４月１日から施行されることとなったところである。

　改正政令の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、事務処理に遺漏のないようにされるとともに、管内市町村（特別区を含む。）及び福祉事務所に対する周知をお願いする。

記

第１　改正の趣旨

児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者福祉手当の支給要件である障害の程度については、国民年金法（昭和34年法律第141号）等の障害等級の基準に準じて、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）別表第一及び別表第二並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第一から第三までに定めている。

今般、国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和３年政令第303号）により、国民年金法等の障害等級の基準のうち、視覚障害に係る障害の状態の基準について所要の改正が行われたことを踏まえ、「特別児童扶養手当等の認定（眼の障害）に関する専門家会合」における視覚障害に係る障害の状態に係る議論等に基づき、児童扶養手当法施行令別表第一及び別表第二並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第一から第三までに定める視覚障害に係る障害の状態の基準等について、必要な見直しを行うもの。

第２　改正の内容

１．児童扶養手当法施行令の一部改正

（１）　児童扶養手当の支給要件に該当する児童の障害の状態等のうち、視覚障害に関するものを次のとおりとすること。

１　両眼の視力がそれぞれ〇・〇七以下のもの

２　一眼の視力が〇・〇八、他眼の視力が手動弁以下のもの

３　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のＩ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつＩ／二視標による両眼中心視野角度が五六度以下のもの

４　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの

（２）　児童扶養手当の支給要件に該当する父母の障害の状態のうち、視覚障害に関するものを次のとおりとすること。

１　両眼の視力がそれぞれ〇・〇三以下のもの

２　一眼の視力が〇・〇四、他眼の視力が手動弁以下のもの

３　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のＩ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつＩ／二視標による両眼中心視野角度が二八度以下のもの

４　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が二〇点以下のもの

２．　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正

（１）　障害児福祉手当の支給要件に該当する障害の状態のうち、両眼の視力に係るものを両眼の視力がそれぞれ〇・〇二以下のものとすること。

（２）　特別障害者手当の支給要件及び特別児童扶養手当の障害等級の１級に該当する障害の状態のうち、視覚障害に関するものについて、１（２）に準じた改正を行うこと。

（３）　特別児童扶養手当の障害等級の２級に該当する障害の状態のうち、視覚障害に関するものについて、１（１）に準じた改正を行うこと。

第３　施行期日等

１．改正政令は、令和４年４月１日から施行すること。

２．この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。